

輸入公表三の七に基づく貨物(ワシントン条約に係る特定の原産国等)の輸入に関する確認について

輸入注意事項 15 第 42 号(H15.10.17)

最終改正：令和2年12月28日付け・輸入注意事項2020第21号

上記貨物を輸入しようとする者は、平成15年11月10日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。

記

1 申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。）を除く。

2 提出書類

- (1) 別紙様式による確認申請書 2通
- (2) 当該貨物の輸入に係る契約書又は輸入契約を証するに足る書類のいずれかの写し（英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。） 1通
- (3) 当該貨物を輸出する国又は地域のワシントン条約に係る管理当局又はこれに準ずる当局の発行した輸出許可書、再輸出証明書又は加工証明書（以下「輸出許可書等」という。）の写し（注1） 2通

(注1) ワニ目（Crocodylia）の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているワニ並びに条約適用前のものを除く。以下「ワニ目の種の皮等」という。）については、輸出許可書等にワニ皮タグ（ワシントン条約決議11.12に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム（タグ制度）による標識をいう。以下同じ。）の記号及び番号がすべて記載され、かつ、すべてのワニ目の種の皮等に、当該記号及び番号と一致するワニ皮タグが個別に付されていなければならない。

(注2) 輸出許可書等について、必要があると認めるときは、ワシントン条約に係る関係機関に確認を行う。

3 提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室

【別紙様式】

輸入公表三の7に基づく貨物（ワシントン条約に係る特定の原産国等）の輸入に関する確認申請書

経済産業大臣 殿

年 月 日

申請者

氏名又は名称
及び代表者の氏名 _____

住 所 _____

電 話 番 号
及び担当者名 _____

※確認番号 _____
※確認年月日 _____

次の輸出許可書等の確認を申請します。

発 行 国 _____

輸出許可書等番号 _____

A	学 名 (和名)					
	原産国		形態		数量	
B	学 名 (和名)					
	原産国		形態		数量	
C	学 名 (和名)					
	原産国		形態		数量	

上記の輸出許可書等について確認する。

なお、本確認書により輸入申告をする際には、添付の輸出許可書等の原本を税関に提出すること。

上記の輸出許可書等については事実を確認するに至らなかった。

※経済産業大臣の記名押印

資格 _____

記名押印 _____

(裏面)

※通 関

輸入申告番号 及び申告年月日	送状数量	通関数量	許可又は承認年月日 及び税関の押印

- (注) 1 本申請書の大きさはA列4番縦長とすること。
 2 「発行国」及び「輸出許可書等番号」欄には、当該貨物について発行された輸出許可書等の発行国及び番号を記載すること。
 3 「原産国」欄には、輸出許可書等に記載された原産国を記載すること。
 4 「形態」欄には、その貨物の形状（例えば、塩づけ原皮、ハンドバック、ベルト、靴等）を記載すること。
 5 ※印のある欄には記入しないこと。